

國學院大學學術情報リポジトリ

常陸親王の基礎的考察

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-02-27 キーワード (Ja): 南朝方, 常陸親王, 令旨, 観応の擾乱, 中国地方 キーワード (En): 作成者: 梶田, 航平 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/0002001379 |

常陸親王の基礎的考察

梶田航平

はじめに

一 常陸親王の比定

二 常陸親王の活動と支持基盤

三 令旨機能の変遷

おわりに

要旨

本稿は親応の擾乱期に中国地方にあらわれる常陸親王についての基礎的事項を述べたものである。第一章では、宮將軍や兵部卿親王と常陸親王との同一人物について検討した。その結果、常陸親王と宮將軍とは別人であること、また兵部卿親王とも別人である可能性が高いことを述べた。第二章では、令旨の発給場所やそれに応じた勢力を見ることで、親王の活動場所について検討した。活動当初は出雲国で活動していた親王が、室町幕府との講和交渉の失敗の時期（正平六年（一三五一）五月）ごろから、安芸国や石見国にて活動を展開していったことを述べた。第三章では、常陸親王の令旨の変遷を検討した。出雲国においては感状しか見られなかったのが、安芸国・石見国においては所領関係や官途推挙などが確認できるようになり、正平一統の期間には感状に安堵文言が現れるようになったことを述べ、現地の勢力に対してより実体的な恩賞が宛行われていくようになっていったことを論じた。

キーワード……南朝方 常陸親王 令旨 親応の擾乱 中国地方

はじめに

歴史研究はそれを取り巻く環境により大幅に変化するものである。南北朝時代の研究はその最たる例といえ、戦前と戦後とで様相が大きく異なってきた。戦前は南朝正統論の立場から、南朝方を重視し北朝方は軽んじられる傾向が強かった。しかし、戦後には逆に北朝方の研究が盛んに行われ、南朝方の研究は長らく停滞傾向にあったと言っても良いだろう。

こうした状況に対して、森茂暁氏は「これまで戦前の誇張された南朝研究への反動からか、戦後の南北朝研究は南朝研究を軽視してきた。加えて、残存する関係史料が乏少であることも災いして、南朝にはほとんど研究の手が差し伸べられなかったと言つてよい。しかし、それではフェアな南北朝研究とは到底言いがたい。」と述べ、戦前の反動と史料の残存といった問題に起因する戦後の南朝研究の少なさを問題視している。確かに南朝方の史料は北朝方より少ないというのは事実であるが、研究が不可能という程のものではないだろう。近年こそは南朝を主題とした研究や一般書も見られるようになったが、まだまだその数は少ないと言わざるを得ない。そのため、今後更なる研究が必要であると考えられよう。

南朝を研究する上で重要になってくるのは親王の存在である。南朝方は地方に親王を派遣して活動をさせており、南朝の地方政策を考える上では、現地に派遣された親王を無視するこ

とはできない^①。そこで、本稿では常陸親王という南朝方の親王を取り上げる。常陸親王は、観応の擾乱期の辺りに中国地方にて活動が確認できる親王^②で、発給令旨は管見の限り正平六年（一三五五）二月から同十年（一三五五）三月までの計38点が確認できる。

観応の擾乱期の南朝方には、九州の懐良親王や東国の宗良親王、そして本稿で扱う常陸親王以外にも、宮將軍（後述するが護良の子興良、赤松宮とも呼ばれた）や兵部卿親王といった親王の活動が確認できる。これらのうち特に宮將軍に関しては、常陸親王と同一人物とする見解と、別人と見なす見解とが存在する。管見の限り同一人物説の初見は『大日本史』の「陸良親王」の項^③で、それ以後常陸親王と赤松宮とを同一視するものが散見される。特に近年は新井孝重氏によって、常陸親王と宮將軍のみならず、兵部卿親王も（以下便宜上この三人を総称する際は三親王と表記する）同一人物であるとする見解が示されている^④。これについては後述する前田徹氏の批判が存在するが、それ以後も新井氏はこの見解を撤回していない^⑤。

一方で、これらの親王を別人とする見方も存在する。戦前は、田中義成氏や秋山英一氏や平田俊春氏などが、戦後には御蘭生翁甫氏^⑥や森氏^⑦などが別人とする記述をしており、先述の新井氏説以降は前田徹氏によって新井説の同一人物とする見解に批判がなされている^⑧。

以上のようにこれまでの研究では、常陸親王と宮將軍、更に

は兵部卿親王を同一人物と見なすか否かで見解が分かれている。そして、その可否によって発給令旨が変化するため、親王の性格は大幅に変わりうる。そのため、これらの親王の比定は、親王を扱う上での前提作業となる。また常陸親王の活動については、大内氏に推戴されての活動としている御蘭生氏¹⁵、安芸関係の令旨が多いことから周防に入ったのちに安芸に移ったとする森氏¹⁶、三親王を同一視する立場から令旨について考察した新井氏¹⁷、南朝の恩賞政策が消極的ではなかった事例の一つに常陸親王を挙げている花田卓司氏¹⁸のものが存在するが、まだ検討すべき課題はあるだろう。

以上を踏まえて本稿では三親王の同一人物説の検討をしたのち、常陸親王の活動や令旨の機能といった基礎的な事象について述べていきたい。

一 常陸親王の比定

本章では、常陸親王令旨を検討する前提条件として、三親王の同一人物説の再検討を行う。先に述べたように、『大日本史』以来、常陸親王と宮將軍とを同一人物とする説は確認できるが、それらの根拠はいずれも新井氏説にも内包されている¹⁹。そのため、本稿では主に新井氏の説を再検討したい。

本論に入る前に、宮將軍と兵部卿親王について述べておく。宮將軍は令旨の書止文言中に「宮將軍令旨」と記されている親

王で、畿内や播磨を中心に令旨が確認でき、石見内田氏や備後小早川氏などへの令旨も確認できる。また、これらの令旨の中に赤松氏との連携を確認できるものがあることから、『太平記』にて赤松則祐に推戴されている「大塔の若宮」や「故大塔宮兵部卿親王の御子」を指すと考えられ、先行研究上でも護良親王の子である興良親王として扱われる場合が多い²⁰。兵部卿親王は、忽那文書内に二通の令旨が残る親王で、二通とも書止文言中に「兵部卿親王令旨」と記されている²¹。

1 新井説の根拠

はじめに、新井説の根拠を挙げる。兵部卿親王と宮將軍とを同一人物視する根拠としては①兵部卿親王という名乗りは、建武政権期に護良親王が名乗っていたものであるため、護良親王の子である宮將軍だからこそ名乗ることができる。②兵部卿親王と宮將軍との令旨奉者の官途が同じ「右少将」である。という二点が新井孝重氏によって挙げられている。

また、常陸親王と宮將軍との関係については、③常陸親王と常陸国との関係について、延元三年（一三三八）以降、常陸国に下向した北畠親房らとともに戦ったのは興良親王（宮將軍）であることが、『大日本史』以来の同一人物説の根拠となっている。

最後に、④別人説の根拠となりうる「常陸親王御使等交名」を記主側の誤認としている。

【史料一】常陸親王御使等交名⁽²⁾

周防御座

常陸親王御使

河原源次さ衛門尉

一宮藏人大夫入道

正平六年七月卅日

せんくわうの御こ四人

めうほうしとのさすのミヤ

はなその、ミヤとさよりすハうへ御入ある

いまハひたちのしんハうと申候也、

ちんせいのミヤつくし御さ候

よしの、たうきん

お、たをのミヤの御こ二八、さうして六人わたり候、

ひたちのしんわうの御つかひ

かわらのけんしさゑもんせう

とうたうミのくに

一のミヤのくらうとたゆふにうたう

しやうへいらくねん七月卅日

傍線部には、「はなその、ミヤとさよりすハうへ御入ある いまハひたちのしんハうと申候也、」と土佐国から周防国に入った花園宮が、今は常陸親王と名乗っているということが述べられている。花

園宮は暦応三年（一三四〇）正月廿八日付の堅田経貞軍忠状や康永元年（一三四二）九月廿六日付の堅田国貞軍忠状(26)といった北朝方の軍忠状に敵方として記されていることから、擾乱以前は土佐国で北朝方と戦っていたことが確認できる。宮將軍はこの時期常陸の親房のもとにいるはずであるので、この記述に則って花園宮を常陸親王とするのなら、常陸親王と宮將軍とは別人ということになる。そこで新井氏はこの「常陸親王御使等交名」を宮の名を知らなかったか錯誤していたかによる記主側の誤認とし、花園宮と常陸親王とは同一人物でないとし、③の理由から常陸親王と宮將軍を同一視人物であるとした。

以上、三親王の同一人物説の根拠を挙げた。次にその再検討をしていきたい。

2 新井説の再検討

まず、兵部卿親王と宮將軍について述べる。①兵部卿親王の名乗りに関しては、『職原抄』の兵部卿の箇所「近代多為公卿以上兼官一、四位不_レ任_レ之、或親王任_レ之、凡八省之中、々務・式部親王官也、兵部時々任_レ之、此外不_レ任_レ親王一、公卿以上任_レ之、（後略）⁽²⁷⁾」とあり、中務・式部卿が親王の官職で、兵部卿は親王が時々任じられるとされている。そして実際の任官の例を見てみると、護良親王が兵部卿に任官した事例のほかには、『新葉和歌集』に「兵部卿師成親王」が見えるが、この人物は後村上天皇の子であるため、ここでの「兵部卿」は実際の

任官と考えられよう。²⁹ こうした親王の兵部卿任官の事例は、兵部卿親王が実際に兵部卿に任官されていた親王であつてもおかしくはないことを示すだろう。そのため、無理に名乗りの理由を護良親王の子であるということに求めるべきではないのではなからうか。②令旨奉者の官途の一致に関しては、官途のみの一致では同一官途の別人である可能性は否定できず、令旨奉者の一致とは直結しない。これに関しては前田徹氏によって花押が別人物のものであるという指摘がなされており、奉者は別人とすべきであろう。最後に、これら以外にも、前田氏が挙げているように、宮將軍と兵部卿親王との活動場所の相違が確認できることも踏まえると、この両者は別人とすべきであろう。

次に常陸親王と宮將軍との関係について述べる。③常陸親王と常陸国との関係については、南北朝期の類例として、常陸親王のように国名＋親王という親王の呼称の事例が複数確認できる。一例目に成良親王が挙げられ、『梅松論』の中先代の乱に際して足利直義が鎌倉から逃れる場面に「上野親王成良、義詮六歳にしておなじく相伴ひ奉る。」とあり、「上野親王」と呼ばれていることが確認できる。³⁰ また、『武家年代記』の建武元年の政所執事長井広秀の箇所には「上野親王庁務」とあり、ここでも「上野親王」と呼ばれているのが見える。そして成良親王と上野国との関係は、『神皇正統記』にて元弘三年（一一三三）十二月に直義が鎌倉に下向する際に「これも四品上野太守成良親王をともし奉る。」³¹とあることから、成良親王が当時上野国

の国守であつたと考えられる。そのため、「上野親王」の呼称は、上野国守であつたためのもと考えるべきであろう。

二例目には義良親王が挙げられる。五条家文書にある（延元四年）八月十五日付後醍醐天皇³²輪旨に「自去比依有御惱事、御讓³³陸奥親王了」とあり、後醍醐天皇が義良親王（後村上天皇）に譲位したことが確認できるが、この中で義良親王は「陸奥親王」と呼ばれている。そして義良親王と陸奥国との関係も、『神皇正統記』にて建武三年（一一三六）に北畠顕家が義良とともに奥州から一度目の上洛を遂げ陸奥に帰る際に「かくて親王元服し給。直に三品に叙し、陸奥太守に任じまします。」³⁴とあることから、陸奥の国守であつたと考えられる。そのため義良親王の場合も成良親王同様に陸奥国守であつたために「陸奥親王」の呼称がなされたものと考えられよう。

ここまで述べた成良・義良の事例から、少なくとも南北朝初期においては国名＋親王の名乗りは、親王がその国の国守であつた事を意味すると考えられるだろう。そして『新葉和歌集』の詠み人に「上野太守永親王」や「上野太守懷邦親王」といった上野の国守である親王が確認できるため、南朝における親王國守は少なくとも南北朝後期まで存在していたと考えられよう。更には浅井文書所収の文和二年（一一三三）五月廿七日付足利尊氏袖判感状に「上総親王宮奉³⁵懷取³⁶之由、今川入道所注申一也」と南朝方の「上総親王宮」という親王が「奉³⁵懷取³⁶」³⁷られていることが確認できるが、これは常陸親王の活動時期と

比較的近い時期に常陸国と同様に親王任国である「上総」を冠した親王が存在していたことを示している。

以上のように、国名＋親王の呼称には、親王がその国の国守であった事を示しているものが確認できる。そして常陸国が親王任国であったことを踏まえると、常陸親王（ひいては上総親王も）という呼称も、常陸国守であったが故のものであると考えるべきではなからうか。なお、④「常陸親王御使等交名」の可否については、確かに常陸親王の活動拠点（後述するが出雲から安芸に移動したと考えられる）を踏まえると「常陸親王御使等交名」自体は疑問の残る史料ではある。ただし、前述のように常陸親王を常陸国で戦った親王とせずに、常陸国守であるとするならば、どのみち宮將軍と同一人物とすることはできないだろう。その上前田氏が指摘しているように、両者の令旨の発給範囲には大きな差があることや、同時期に同一の宛所に対して別名を用いるという問題もあることを踏まえると、この二者を同一人物とは見做し難い。³⁷⁾

最後に、兵部卿親王と常陸親王とに関しては、兵部卿親王が伊予・周防、常陸親王が出雲・石見・安芸と活動範囲が近く、兵部卿親王の令旨の数が二点と少ないために、判断材料に乏しく、常陸親王と別人であると断言することはできない。ただし、別の名乗りをする理由が不明であること、南朝親王の令旨の傾向としてある程度一定している令旨の奉者がこの二人の場合は全く一致しないことなどを踏まえると、別人である可能性は高

いだろう。そのため、本稿では常陸親王と兵部卿親王に関しても別人として検討したい。

以上、三親王の同一人物説について検討した。宮將軍と常陸親王、宮將軍と兵部卿親王とは少なくとも同一人物とすることはできないこと、常陸親王と兵部卿親王に関しても別人である可能性が高いこと、常陸親王と常陸国との関係は常陸親王が常陸国守であったと考えられることが分かった。以上を踏まえて第二章以降では「常陸親王」の令旨を対象とし検討する。

二 常陸親王の活動と支持基盤

本章では常陸親王の活動場所と支持基盤の変遷を擾乱の推移に沿って述べていく。そのために常陸親王令旨の発給先を国単位で見えていく。また時期を①常陸親王の活動初見から尊氏・直義の講和（正平六年（一三五）二月末）まで、②尊氏・直義の講和から幕府・南朝間の講和交渉決裂（同五月）まで、③幕府・南朝の講和決裂から尊氏・直義決裂（同八月）まで、④尊氏・直義の決裂から正平一統（同十一月）まで、⑤正平一統期間中（同十一月～正平七年閏二月）、⑥正平一統決裂後（同閏二月以降）の六期に分けて考えたい。³⁸⁾ なお、常陸親王発給令旨を〈表〉にした。以下これを参照しつつ述べていきたい。

常陸親王の基礎的考察

〈表〉常陸親王発給令旨一覽

| 番号 | 年次 | 宛先(国) | 状態 | 内容 | 刊本(文書群名) |
|----|------------|----------------------------|----|--------|-------------------------|
| 1 | 正平六年二月十日 | 曹泉寺別当館(出雲) 忌部総社神主館(出雲) | 写 | 軍勢催促 | 〔中・四〕1959(出雲忌部大宮濫觴記抄) |
| 2 | 正平六年三月二日 | 諏方部弥三郎殿(出雲) | 写 | 軍勢催促 | 〔中・四〕1979(諸家文書纂所収三刀屋文書) |
| 3 | 正平六年三月二日 | 須和部三郎入道館(出雲) | 写 | 軍勢催促 | 〔中・四〕1982(諸家文書纂所収三刀屋文書) |
| 4 | 正平六年三月二十五日 | 中沢三郎一族(出雲) 神主日置一族(出雲) | 写 | 感状 | 〔中・四〕2002(出雲忌部大宮濫觴記抄) |
| 5 | 正平六年四月廿一日 | 諏方部三郎入道館(出雲) | 写 | 感状 | 〔中・四〕2021(諸家文書纂所収三刀屋文書) |
| 6 | 正平六年四月廿一日 | 諏方部弥三郎館(出雲) 諏方部弥四郎館(出雲) | 写 | 感状 | 〔中・四〕2022(諸家文書纂所収三刀屋文書) |
| 7 | 正平六年四月廿一日 | 土屋神主館(出雲) 錦織一族中(出雲) | 写 | 感状 | 〔中・四〕2023(諸家文書纂所収三刀屋文書) |
| 8 | 正平六年四月廿五日 | 熊谷彦四郎入道(安芸) | 正文 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2042(長門熊谷家文書) |
| 9 | 正平六年六月九日 | 熊谷彦八館(安芸) | 正文 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2043(長門熊谷家文書) |
| 10 | 正平六年六月九日 | 中沢次郎館(出雲) | 写 | 軍勢催促 | 〔大日本史料〕6・15・131(集古文書) |
| 11 | 正平六年七月十八日 | 城又次郎館(備後) | 正文 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2096(長門毛利家文書) |
| 12 | 正平六年八月七日 | 三戸彦次郎館(安芸) | 正文 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2097(長門毛利家文書) |
| 13 | 正平六年八月七日 | 三戸彦八館(安芸) | 正文 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2098(長門毛利家文書) |
| 14 | 正平六年八月七日 | 三戸弥八館(安芸) | 正文 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2099(長門毛利家文書) |
| 15 | 正平六年八月七日 | 内田左衛門三郎館(石見) | 写 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2102(石見侯賀文書) |
| 16 | 正平六年八月十日 | 伊藤次郎六郎館(石見) | 写 | 軍勢催促 | 〔中・四〕2103(石見侯賀文書) |
| 17 | 正平六年八月十日 | 保賀左衛門三郎館(石見) | 正文 | 感状 | 〔中・四〕2134(石見侯賀文書) |
| 18 | 正平六年九月十四日 | 横山道祖法師丸館(安芸カ) | 写 | 感状 | 〔中・四〕2136(萩藩閩閩録百廿九) |
| 19 | 正平六年九月十五日 | 藤原景光(石見) | 正文 | 官途上申伝達 | 〔中・四〕2137(石見侯賀文書) |
| 20 | 正平六年九月十五日 | | | | |

常陸親王の基礎的考察

| | | | | | |
|----|-----------|--------------|----|--------|----------------------------|
| 21 | 正平六年九月十五日 | 伊藤次郎六郎(石見) | 正文 | 感状 | 〔中・四〕 2138 (石見保賀文書) |
| 22 | 正平六年九月廿六日 | 源頼氏(不明) | 正文 | 官途上申伝達 | 〔中・四〕 2142 (長門毛利家文書) |
| 23 | 正平六年九月廿六日 | 源頼明(安芸) | 正文 | 官途上申伝達 | 〔中・四〕 2143 (長門毛利家文書) |
| 24 | 正平六年九月廿八日 | 三戸孫三郎(安芸) | 正文 | 兵糧料所預置 | 〔中・四〕 2145 (長門毛利家文書) |
| 25 | 正平六年九月廿八日 | 熊谷彦八(安芸) | 正文 | 兵糧料所預置 | 〔中・四〕 2146 (長門熊谷家文書) |
| 26 | 正平六年十月三日 | 田所新左衛門尉(安芸) | 写 | 兵糧料所給与 | 〔中・四〕 2151 (安芸郡府中村田文書) |
| 27 | 正平六年十月八日 | 保賀兵庫允(石見) | 正文 | 感状 | 〔中・四〕 2154 (石見保賀文書) |
| 28 | 正平六年十月八日 | 源頼実(不明) | 正文 | 官途上申伝達 | 〔中・四〕 2156 (長門毛利家文書) |
| 29 | 正平六年十月十三日 | 武田兵庫助館(安芸) | 正文 | 違乱停止 | 〔中・四〕 2159 (長門内藤家文書) |
| 30 | 正平六年十月廿六日 | 藤原景春(石見) | 正文 | 官途上申伝達 | 〔益田〕 213号 (益田金吾家文書) |
| 31 | 正平七年二月一日 | 田所新左衛門尉館(安芸) | 正文 | 安堵 | 〔中・四〕 2199 (藤田精一所藏文書) |
| 32 | 正平七年二月十七日 | 内田三郎五郎殿(石見) | 写 | 感状・安堵 | 〔中・四〕 2203 (永田秘録所収内田家文書) |
| 33 | 正平七年二月廿七日 | 内田左衛門三郎館(石見) | 写 | 感状・安堵 | 〔中・四〕 2212 (永田秘録所収内田家文書) |
| 34 | 正平七年後二月六日 | 三戸孫三郎館(安芸) | 正文 | 所領関係 | 〔中・四〕 2220 (長門毛利家文書) |
| 35 | 正平七年後二月六日 | 豊田兵衛藏人館(石見) | 写 | 感状・安堵 | 〔益田〕 219号 (内田略譜) |
| 36 | 正平七年三月廿六日 | 三戸孫三郎館(安芸) | 正文 | 兵糧料所給与 | 〔中・四〕 2243 (長門毛利家文書) |
| 37 | 正平八年四月廿五日 | 須和部三郎入道館(出雲) | 写 | 軍勢催促 | 〔中・四〕 2469 (諸家文書纂所収三刀屋文書) |
| 38 | 正平十年三月八日 | 三戸孫三郎館(安芸) | 写 | 軍勢催促 | 〔中・四〕 2712 (正岡史料二之三三戸頭輔家藏) |

※便宜上松岡久人編『南北朝遺文 中国・四国編』は『中・四』、益田氏教育委員会編『中世益田・益田氏関係史料集』は『益田』と略した。

1 活動初見から尊氏・直義の講和まで

常陸親王の令旨は、正平六年二月に出雲国にて現れる。これ以前の正平五年十一月二十三日、尊氏に対抗するために直義が南朝方に降伏しており、翌正平六年二月末に尊氏と直義とは講

和するまでの間の時期は直義党との協調期といえよう。

この時期の常陸親王令旨は〈表1〉〜〈表3〉が該当する。この時期の令旨は軍勢催促を内容としたもので、常陸親王が呼びかけた勢力が確認できる。なお〈表3〉は尊氏・直義講和後

の三月二日のものであるが、この段階では情勢の変化が現地に伝播していないものと考えられる。そのため、この令旨も第一期のものとして扱う。

令旨を受け取ったのは〈表1〉の忌部総社・曹泉寺、〈表2〉〈表3〉の諏訪部氏が確認できる。忌部総社は出雲国意宇郡忌部保に鎮座した神社で、現在の忌部神社に当たるとする。曹泉寺はその神宮寺である。また諏訪部氏は、鎌倉期以来出雲国飯石郡三刀屋郷の地頭職を有していた一族である。これらはいずれも出雲国の勢力で、親王が出雲にて活動し始めたことを物語っていると見えよう。

以上、第一期の常陸親王の活動を述べた。この時期においては、いずれも出雲国での令旨発給となっている。これらの令旨はいずれも軍勢催促を内容とするものであるが、出雲国以外への令旨が確認できないことから、出雲国にて活動を開始したものと考えられよう。そして令旨を受け取った各勢力がそれに応じたか否かは第二期の感状の発給状況から判明する。

2 尊氏・直義との講和から南朝・幕府の講和決裂まで

正平六年二月末から尊氏・直義の講和から同年五月までの時期は、室町幕府・南朝間の講和交渉が行われている。そのため、この時期は室町幕府側と南朝側の講和交渉が行われている期間に当たる。

この時期の令旨は〈表4〉から〈表8〉が該当する。これら

はいずれも感状の令旨であり、常陸親王に応じた勢力が確認できる。〈表4〉の中沢氏については、新井氏が正和元年七月七日付六波羅下知状案にて出雲国淀本庄を巡った相論に名前が見えることを根拠に「出雲中沢氏は信濃中沢氏の後裔にして大族」としている^①。南北朝期には山陰で活動する名和長年の軍勢催促状が中沢一族と後述する土屋氏とに宛てて発給されており、また足利直義から出雲に逃れ下った塩冶高貞討伐の軍勢催促が諏訪中沢孫神次宛に発給されていることも考えるなら、新井氏の指摘通り出雲国の勢力であったと考えられよう。日置氏は古代より出雲国にて見られる一族で、この時期の出雲国三崎檢校職にも名前が見える^②。おそらくはその同族と考えられる。

〈表5〉〈表7〉の諏訪部氏は既に述べた通り出雲国三刀屋郷の武士である。〈表5〉の諏訪部三郎入道（信恵）は、直冬によって「於レ国致二忠節一之条」を褒賞されており、更には自身の代を大宰府の直冬の元に派遣している。また〈表6〉の諏訪部弥三郎（扶直）は正月から二月二十三日にかけて足利直義の元での活動が確認できる^③。これらについては、単純に直義・直冬下での活動後に常陸親王の元で活動したか、立場上南朝方であった直義・直冬下での軍忠を認定したのが〈表5〉〈表7〉であったかの二通りの解釈が可能であろうが、本稿では可能性を指摘するに留めたい。

〈表8〉の土屋氏は鎌倉期に土屋六郎が出雲国末次保の地頭に補任されており、先に触れたように名和長年の軍勢催促を受

けていることや観応元年八月に出雲国で挙兵した人の中に「土屋四郎左衛門尉・同修理亮」とあることから、出雲国の勢力であると推測できよう。なお錦織氏に関しては不明である。

以上、尊氏・直義の講和から直義・南朝間の講和交渉の決裂までの活動を見てきた。この時期においては、感状の令旨が見え、第一期の常陸親王の催促に応じた勢力を確認することができ、そしてこれらから当該期の常陸親王の支持基盤の中心が出雲国であったと考えられよう。

3 講和決裂から尊氏・直義の決裂まで

正平六年五月十五日に、室町幕府と南朝との講和交渉が決裂した。そのため、これ以降の時期は室町幕府側と敵対している時期に当たる。そうした状況は同年八月の直義の京都出奔（「尊氏・直義の決裂」を経て、十一月三日の尊氏の南朝降伏まで続くが、常陸親王の令旨は直義の京都出奔を機に軍勢催促から褒賞へと変化する。そのため、本稿では八月の尊氏・直義の決裂までを第三期として扱う。

当該期の発給令旨は〈表9〉～〈表17〉となる。先にも述べた通り、この時期は軍勢催促の令旨が確認できるが、その様相はこれまでとは大きく異なっている。第一・二期の支持基盤は〈表11〉の中沢氏しか確認できず、出雲以外の勢力が多数を占めている。ただし、後述するように常陸親王の令旨が確認できない諏訪部氏に関しては、後村上天皇綸旨による褒賞が確認でき

き、南朝方としての活動は依然行なっていると考えられる。

出雲以外の勢力を確認すると〈表9〉～〈表10〉の熊谷氏は安芸国三人荘の地頭職である。〈表12〉の城氏は建武年間に備後国踊喜村一部地頭を名乗っているのが確認できる。〈表13〉〈表14〉〈表15〉の三戸氏は常陸親王の令旨にて宛行われている場所がいずれも安芸国内で、貞和七年三月日付の着到状に「安芸国三戸孫三郎頼顕」と見えることなどから、安芸国の勢力であると言える。〈表16〉の内田氏は、南北朝初期には遠江国内田荘を本拠としていたが、建武五年（一二三三）～康永元年（一二三二）の間に石見国長野荘に移った一族である。〈表17〉の伊藤氏は内田氏系の人物と考えられるため、内田氏同様に石見国の勢力であったと推測できる。以上から、出雲でしか活動が確認出来なかったこれまでと比べると、石見・安芸・備後への令旨発給が確認でき、活動範囲の拡大が見て取れよう。

なお「周防御座」と記されている「常陸親王御使等注文（前掲【史料二】）」もこの時期に該当するが、周防国への令旨発給は確認できない。また「とさよりすハうへ御入ある」の文言についても、先に述べたように第一・二期における常陸親王は、出雲で活動したと考えられるため、直接土佐から周防に入ったとも考えられないだろう。そのため、仮に「常陸親王御使等注文」の記載を信用するならば「周防御座」は活動の最中に一時的に周防に止まった事を意味し「とさよりすハうへ御入ある」は土佐にいた親王がその段階で周防にいたためにそのように理

解したと解釈すべきであろう。

以上、南朝と幕府間の講和決裂から尊氏・直義の決裂までを述べた。この時期においてはそれまでの支持基盤である出雲のみならず、石見・安芸・備後などへの軍勢催促が確認できる。では、これに応じたのはいかなる勢力だったのだろうか。

4 尊氏・直義の決裂から正平一統まで

正平六年八月初頭、直義が京都を出奔し東国に向かったため、尊氏・直義間の決裂は決定的なものとなった。故にこれ以降は南朝方が室町幕府と敵対しているということ自体は第三期と相違ないが、室町幕府側が内部分裂している時期に相当する。

この時期の発給令旨は〈表18〉〜〈表30〉となる。この時期の令旨には軍勢催促が見えず、感状や官途推挙や兵糧料所預置など多岐にわたることから、一応の小康期であったといえよう。

これまでの支持基盤について述べると、残存史料の問題もあるが、この時期には出雲の勢力の活動が確認できなくなる。第三期まで南朝方としての活動が見えた諏訪部氏は直冬の方について⁽³⁰⁾いたことが確認できる。

安芸や石見に関しては、三期同様に多数の発給令旨が見える。前述の通り〈表18〉の保賀氏と〈表21〉の伊藤氏はそれぞれ石見国、〈表24〉の三戸氏と〈表25〉の熊谷氏は安芸国の勢力である。また〈表19〉の横山氏は不明であるが『萩藩閥閥録』に

「正平六年宮方二相成候、就_レ夫常陸親王今令旨被下候、南帝

崩御之後、先祖いつれの代ニ歟防州山口江罷越、大内家を頼隨身仕居候」とあり、新井氏は「閥閥録成立のころには、どこに居住しているときに令旨を受け取ったか横山家のものも分らなかった」としている。⁽³¹⁾ただし、応永十一年の安芸国諸城主連署契状⁽³²⁾に名を連ねる人物の中に「⁽³³⁾横山右近藏人高実」なる人物があり、これと同族とするのなら応永年間頃までは少なくとも安芸国にいた可能性は高い。〈表26〉の田所氏は、安芸国の在庁官人田所氏の一族で、暦応三年（一三四〇）に同新左衛門尉は安芸国河戸村所務職について、「重代之由」を主張してお⁽³⁴⁾り、また本令旨にては同村国衛分一分・二分を兵糧料所として宛行われているため、安芸国の勢力であったといえよう。

なお、森氏は残存史料の数から活動途中で安芸国に移動した⁽³⁵⁾としているが、安芸に発給した令旨には、感状や官途推挙のほかに兵糧料所の預置や違乱停止命令といった土地関係のものが見られる。そのため、感状・官途推挙のみの石見と比べると、現地に臨む性格が強いといえよう。ゆえに令旨の内容からしても森氏の推測通りこの時期には既に安芸に移動していたと推測できる。なお、御園生氏は大内氏による推戴の可能性を述べているが、⁽³⁶⁾周防国内への発給令旨などといった周防での活動が見られないことも踏まえると考えづらいだろう。

5 正平一統期

正平六年十一月三日、鎌倉の直義を攻撃するために尊氏は南

朝に降伏した（＝正平一統）。それ以後両者が破綻する正平七年閏二月までは、尊氏と南朝とは協力関係の時期である。

この時期の令旨は〈表31〉～〈表35〉が該当する。この時期の特徴としては、正平七年二月まで発給令旨が見えないことが挙げられよう。これについては、後村上天皇論旨を取り扱った三浦龍昭氏が正平一統の際に武士の「管領」は將軍（尊氏）に委任したため、後村上の論旨の武士への発給はほとんど見られない⁶⁰と指摘しており、それに連動したものと考えられよう。それが、正平七年の二月になると発給されはじめるが、これは被発給者側の働きかけによるものと考えられようか。

当該期の令旨を見ていくと、〈表30〉は安芸田所氏に対する安堵、〈表31〉と〈表32〉は石見の内田氏への感状である。そして〈表33〉は、三戸孫三郎に対して安芸国内部庄内福原村の地頭職について「追可^レ有^二其沙汰^一」としている。また〈表35〉にて感状を発給されている豊田兵衛藏人は、石見国長野荘内豊田郷の内田氏の一族であると考えられるため、石見国の勢力であると言えよう。そのため、この時期においても石見・安芸への発給が確認出来る。

以上、正平一統期間中の令旨について述べた。正平一統直後は令旨が見えず、二月ごろから現れる。また基本的な活動場所は第四期の延長線上と捉えられよう。

6 正平一統破綻後

正平七年閏二月に、尊氏と南朝とは決裂した。そのため、これ以降は室町幕府と敵対する時期となる。

この時期の令旨は〈表36〉から〈表38〉の三通が確認できる。〈表36〉は〈表33〉にて「追可^レ有^二其沙汰^一」としたものの実現で、当時の室町幕府との敵対状況も踏まえると、三戸氏を繋ぎ止めるためのものと考えられる。〈表36〉以外は出雲国諏訪部氏に宛てた〈表37〉と安芸国三戸氏に宛てた〈表38〉との二通の軍勢催促が存在するが、〈表37〉が正平八年、〈表38〉が同十年と令旨残存数が大幅に激減しており、これらの軍勢催促に応じたかも不明である。そのため、一応中国地方で活動していたことは確認できるが、令旨の数が激減しており、勢力の減退を見る事ができよう。なお石見の内田氏・伊藤氏は直冬、安芸国の熊谷氏・三戸氏は尊氏にそれぞれついたことが確認出来るが、これらは正平一統破綻後の常陸親王の活動の低迷に伴い、尊氏や直冬の元についたと考えられる。

以上、常陸親王の活動を発給先の国に注目しつつ、六つの時期に分けて検討した。第一・二期に確認出来るのは出雲国であるが、第三期には石見や安芸などに進出して、第四期には既に安芸に移動していたものと考えられ、第五期はその延長線上であるといえる。そして正平一統破綻後の第六期においては、活動が減退していることが確認できよう。

三 令旨機能の変遷

前章では、常陸親王の活動場所について検討した。本章では軍勢催促以外の令旨を中心に検討していくが、前節で述べたように正平一統破綻までの常陸親王の活動は、軍勢催促を除くと出雲(二期)と安芸・石見(四・五期)の三国に確認できる。そのため、本章では出雲の場合と安芸・石見の場合とに分けて見ていきたい。

1 出雲国での活動と南朝

出雲における軍勢催促以外の活動は、〈表4〉から〈表8〉までの五通の令旨が存在する。これらはいずれも感状であり、後述する石見や安芸のように所領・官途といった恩賞を与えていない。感状しか発給されていない理由は不明であるが、前述の通り出雲の勢力がこの後見られなくなることから、感状のみでは各勢力を引きつけ続けることはできなかったのではなからうか。これを示すと考えられるのが次の史料である。

【史料二】後村上天皇綸旨⁶¹⁾写

参_レ御方_一可_レ致_二軍忠_一之由、被_二聞食_一候、殊可_レ抽_二忠節_一、有_二其功_一者可_レ被_二抽賞_一者、天氣如_レ此、悉_レ之、以状、

正平六年四月廿八日

左中弁(花押影)

中沢二郎館

【史料三】後村上天皇綸旨⁶²⁾写

参_レ御方_一可_レ致_二軍忠_一之由、被_二聞食_一候、殊可_レ抽_二忠節_一、有_二其功_一者可_レ被_二抽賞_一者、天氣如_レ此、悉_レ之、以状、

正平六年四月廿八日

左中弁(花押影)

中沢二郎館

これらは、中沢氏に対する後村上天皇の綸旨⁶³⁾の写である。冒頭の「参_レ御方_一可_レ致_二軍忠_一之由、被_二聞食_一候」という文言から中沢氏が南朝方につくという旨を述べたことに対するものであると考えられ、恐らくは南朝(南朝の朝廷、以下本章では便宜上南朝の朝廷を指す語として「南朝」を使用する)に接触したと考えられる。特に中沢三郎は〈表4〉の受給者と考えられ、感状のみしか得られない常陸親王よりも恩賞が得られそうな南朝に働きかけを行ったものと推測できる。

【史料四】後村上天皇綸旨⁶⁴⁾写

相_二統先功_一、可_レ被_二抽_二軍忠_一、有_二殊功_一者、可_レ有_二其賞_一者、天氣如_レ此、悉_レ之、以状、

正平六年七月十七日

左少弁(花押影)

中沢二郎館

【史料五】後村上天皇繪旨写⁽⁶⁶⁾

軍忠之次第聞食畢、尤神妙、猶弥可_レ抽_二忠節_一者、天氣如_レ此、

悉_レ之、以状、

正平六年七月廿八日 左少弁（花押影）

中沢二郎館

これらはいずれも第三期の後村上天皇繪旨写である。【史料四】は軍勢催促の繪旨だが、現地での軍勢催促は本来的には常陸親王が行うものであり、現にその翌日付で〈表11〉の令旨が発給されている。そのため、本来ならば繪旨での軍勢催促は行われないが、「相_二続先功_一」の文言から、この繪旨の発給は【史料二】や【史料三】を踏まえて行われたものと考えられる。【史料五】の繪旨は軍忠に対する感状の意味合いを持ったもので、中沢氏が軍忠を南朝に上申したのに対するものと考えられ、再び恩賞が得られそうな南朝への働きかけの結果と推測できる。さて【史料四】と同日に、諏訪部氏に対して後村上天皇の繪旨が発給されていることが確認できる。

【史料六】後村上天皇繪旨写⁽⁶⁶⁾

後村上天皇繪旨

參_二御方_一可_レ致_二軍忠_一、有_二殊功_一者、可_レ有_二其賞_一者、天氣如_レ此、悉_レ之、以状、

正平六年七月十七日 左少弁（花押影）

須和部一族中

ここには【史料四】の「相_二続先功_一」のような文言は確認できないが、実は諏訪部氏も中沢氏同様に南朝に接触している。

【史料七】左馬権頭某添状写⁽⁶⁷⁾

凶徒対治事、繪旨・御教書如_レ此、急馳_二參御方_一、可_レ被_レ致_二忠節_一、有_二其功_一者、可_レ被_二忠賞_一之由、所_レ被_二仰下_一也、仍執達如_レ件、

正平六年七月四日 左馬権頭（花押影）

諏方部三郎入道殿

【史料七】は繪旨・御教書をうけての左馬権頭某の添状である。【史料七】にある「繪旨・御教書如_レ此、」という文言から、繪旨と御教書が諏訪部信恵に発給されたことがわかる。御教書は前日付の諏訪部信恵宛信濃権守宗氏奉書を指すものと考えられ、繪旨はこれ以前に発給された諏訪部氏宛の繪旨が確認できず不明であるが、【史料七】を踏まえるとその内容は軍勢催促と考えられよう。また、【史料七】とセットになっている信濃権守宗氏奉書には「不_レ忘_二元弘旧好_一之由令_レ申条、」とあり、諏訪部氏側が発給主体に対して南朝方につく旨を伝えたものと考えられ、繪旨とセットであることから南朝の方から来たものと推測できる。そのため、これらの史料から南朝と諏訪部氏と

の接触が考えられよう。

ただし、これらの後村上天皇の綸旨も、官途や所領といった具体的な恩賞を与えるものではなかった。これは現地での恩賞は現地の指揮官に任せるといふ南朝の方針によるものと考えられる^④。これ以後の中沢氏の動向は不明であるが、先述の通り諏訪部氏は北朝方に帰順している。

以上、出雲国における常陸親王令旨をめぐる状況を述べた。残存史料の問題もあり、諏訪部氏と中沢氏の場合しか確認は出来なかったが、両者とも南朝への接触がみえる。これは、当該期において常陸親王の令旨が感状のみであったために、より恩賞が得られそうな南朝に働きかけたものと考えられる。しかし、南朝は恩賞を現地の指揮官に任せるとしており、彼らの期待に応えることは出来なかったと考えられよう。これ以降の中沢氏の活動は不明であるが、諏訪部氏は先に述べた通り直冬側として挙兵することとなり、先述の通り出雲での親王の活動も確認できなくなる。

2 石見・安芸における発給令旨

前節では、出雲国での発給令旨について述べたが、令旨の内容は石見や安芸では大きく変わってくる。本章では〈表18〉から〈表36〉を対象とするが、令旨の内容が感状のみではなく、多様なものになっている。以下その諸相を述べる。

先ず官途推挙関係について述べる。〈表20〉〈表22〉〈表23〉

〈表28〉〈表30〉が官途推挙の情報を伝達したものである。いずれも第四期にのみ確認できるが、先述の武士の「管領」を将軍(尊氏)に委任したことに関連しているようか。これらにはあくまでも推挙したという情報伝達であるが、新井氏は武士たちを自分の陣営につなぎ止めるための仮の官途認定としている^⑤。南朝における地方武士の任官は在常陸期の北畠親房や九州の懐良親王などといった、地方南朝方の中心人物が推挙するもので、直接南朝に申請する行為は「直奏」として禁止されていた。しかし、在常陸期の親房の場合、禁止されているにもかかわらず「直奏」を行ってまで官途を得ようとする武士が確認でき、^⑥官途が武士たちにとって魅力的なものであったことが分かる。ゆえに常陸親王による推挙は武士たちにとって恩賞と認識されるものであっただろう。また山田貴司氏は南朝にとつての官途推挙は軍功に対する恩賞という性格を持つており、発給する側からしても軍忠の有無のみで発給できる分、所領給与より行いやすかったと推測できよう。

次に所領関係の令旨について述べる。先に述べた通りこれらはいずれも安芸国のみで確認できる。それぞれ〈表24〉〈表25〉〈表26〉〈表29〉が第四期の〈表31〉〈表34〉が第五期の〈表36〉が第六期の所領関係の令旨となる。第四期は〈表24〉〈表25〉〈表26〉〈表29〉であり、のちに述べるが違乱停止の〈表29〉を除けばいずれも兵糧料所関係となる。第五期は〈表31〉〈表34〉であり、〈表31〉は〈表26〉にて兵糧料所として給与され

た安芸国河戸村国衙分の一分・二分を田所新左衛門尉に安堵したもので、〈表34〉は〈表36〉にて給与される安芸国内部庄内福原村の地頭職について、「追可有其沙汰」と伝達したものである。この時期には兵糧料所の預置や給与は見えないが、先述の武士の「管領」を將軍（尊氏）に委任したこととの関係であろうか。そして第六期は先述のように〈表36〉が該当する。以上から、第五期を除くと常陸親王の所領政策は軍功に対して所領を兵糧料所として預置・給与するものが中心であったと考えられる。

さて〈表29〉の違乱停止命令は次に挙げる正平七年三月十四日付沙弥定意施行状と同様に、常陸親王の所領政策の積極性を示すものと考えられる。

【史料八】常陸親王令旨^②

内藤左衛門尉教泰申、安芸国妻保垣・高田原、令毛利備中守親衡違乱之由、被聞食了、為事実者太以不可然、任当知行可致其沙汰者、常陸親王令旨如レ此、悉レ之、以レ状、

正平六年十月十三日

右兵衛佐（花押）

武田兵庫助館

【史料九】沙弥定意施行状^③

熊谷兵庫允直春申、三入新庄内恒久名^④事、任令旨、

奈古六郎相共莅彼所、可打渡下地於直春之由、依仰執達如レ件、

正平七年三月十四日

沙弥定意（花押）

謹上 三戸孫三郎殿

【史料八】は、安芸国妻保垣及び高田原における毛利親衡の違乱を辞めさせるように武田氏信に命じた令旨で、【史料九】は三入新庄内恒久名半分を熊谷直春に打ち渡すよう命じた常陸親王令旨を受けて、沙弥定意なる人物が三戸孫三郎（頼顯）に発給した施行状である。こうした違乱停止命令や打渡状の発給は所領政策を補完するものであり、親王の所領政策の積極性のみあらわれと言えよう。

最後に感状について述べる。第四期の〈表18〉〈表19〉〈表21〉〈表27〉などは出雲への令旨と同様、着到や軍忠などに對する褒賞のみである。それが第五期になると、着到に対して〈表32〉〈表33〉の「於本領者、不可有子細者」や〈表36〉の「於本領者、不可有相違者」といった安堵文言が加わってくる。感状発給と同時に安堵するという形式は、予め安堵を仄めかすことで、支持勢力を引き付け続けようとしていると考えられよう。

以上、安芸・石見における常陸親王の令旨を見てきた。総じて感状のみの出雲の場合と比べると、実体的な恩賞給与がなされているといえよう。これは、出雲での活動の際に感状のみし

か発給しなかったために、各勢力をつなぎとめることが出来なかったことを受けて、早急に恩賞を与えるようにした結果であると推測できよう。

おわりに

以上本稿では①常陸親王と宮將軍とは別人であり、常陸親王と兵部卿親王とも別人である可能性が高いこと、②常陸親王の活動には出雲から安芸・石見への移動が見え、後者の時期には安芸にいたと考えられること、③在出雲期よりも在安芸・石見期の方がより実体的な恩賞を与えていることの三点を述べた。

これらから、正平六年五月の幕府との講和決裂が大きな画期となっており、尊氏・直義の決裂後、一応その活動がピークに達したと評価できよう。そして、その背景には、尊氏・直義の講和に伴う現地の混乱や、尊氏・直義講和期の京都における直義の「失政」⁽³⁾などといった様々な要因が想定できるだろう。

なお本稿では令旨の性格について述べるために、国毎や時期毎の区分を行ったが、より詳細に見る必要があるだろう。また常陸親王の活動や令旨の機能の変遷に焦点を当てたが、令旨の奉者や尊氏・直義方との関係についてなどは、紙数の都合上十分に述べられなかった部分も多い。今後の課題としたい。

註

(1) 森茂暁『南朝全史』（講談社選書メチエ、二〇〇五年）

二二〇頁。

(2) たとえば三浦龍昭『征西將軍府の研究』（青史出版、

二〇〇九年）、亀田俊和『南朝の真実』（吉川弘文館、

二〇一四年）、呉座勇一編『南朝研究の最前線』（洋泉社、

二〇一六年）などが挙げられよう。

(3) 菊池康貴『後征西將軍宮の研究』（『史林』九九―二、

二〇一六年）は今後の南朝研究について「文書史料の網

羅的収集・分析から一定の特徴を見出していく―いわば

「帰納法」な―研究方法がさらに重要度を増していく」と述べている。従うべき考えであろう。

(4) こうした親王たちの活動の諸相は森茂暁『皇子たちの南

北朝』（中公文庫、二〇〇七年、初出一九八八年）にて

述べられている。

(5) 源光圀編『大日本史第十一冊』（吉川半七、一九〇〇年）

内の卷九十九、一四・一五頁にて「按三刀屋文書、是

歳二月和田正武以三常陸親王令旨聚兵、常陸親王蓋陸

良」と陸良（赤松宮即ち宮將軍と比定）と同一人物視し

ている。

(6) たとえば菅政友『南山皇胤譜』（菅政友全集）国書刊行

会、一九〇七年に収録）や『後醍醐天皇実録』の「皇孫

興良」の箇所（同書は吉岡真之・藤井讓治『後醍醐天皇

- 実録』ゆまに書房、二〇〇九年にて再刊)や『国史大辞典』の「興良親王」の項(村田正志執筆)など。
- (7) 新井孝重「興良・常陸親王考」(同『日本中世合戦史の研究』東京堂出版、二〇一四年、初出二〇〇一年)及び同「悪党と宮の武力」(同『日本中世合戦史の研究』東京堂出版、二〇一四年、初出二〇〇三年)。以下新井註(7)論文とする場合は、断りのない限り前者の論文を指す。
- (8) 新井孝重「護良親王」(ミネルヴァ書房、二〇一六年)二六六〜二七七頁。
- (9) 田中義成『南北朝時代史』(講談社学術文庫、一九七九年、初出一九二三年)二二〇頁。田中氏は興良(宮將軍)と「常陸宮王宮」とを分けて記している。ただし、興良の箇所にて「出雲方面の南軍を督せられし事、三刀屋文書に見る」としているが、現在三刀屋文書内にて確認できるのは、宮將軍の令旨ではなく常陸親王の令旨である。
- (10) 秋山英一「四国に於ける後醍醐天皇の諸皇子」(燧洋出版社、一九四〇年)六七〜九二頁。
- (11) 平田俊春「後醍醐天皇の御宏図と諸皇子の御活動」(同『吉野時代の研究』一九四三年)。
- (12) 御蘭生翁甫『大内氏史研究』(山口県地方史学会、一九五九年)二〇九〜二一六頁。
- (13) 森註(4)書、一二八〜一三一頁。
- (14) 前田徹「観応の擾乱と赤松則祐」(『塵芥』二三、二〇一二年)。
- (15) 御蘭生註(12)書、二一七頁。
- (16) 森註(4)論文、一三一頁。
- (17) 新井註(7)論文。
- (18) 花田卓司「建武政権と南朝は、武士に冷淡だったのか?」(呉座註(2)書、一九八頁)。
- (19) 新井註(7)論文。
- (20) たとえば、正平六年九月二十九日付宮將軍令旨(東寺百合文書せ函南朝文書一八一―、翻刻は『大日本史料』六一―一五一―三七頁を参照)や同年十二月十三日付の宮將軍令旨(『大日本史料』六一―一五一―六五九頁)など。
- (21) 兵藤裕己校注『太平記』(岩波文庫、二〇一四―二〇一六年)第三十卷「高倉殿京都退去の事」に「赤松律師が大塔の若宮を申し下して、宮方を仕ると聞こえ候ふも、実は事を宮方に寄せて勢を催して後、宰相中将殿へ参らんとぞ存じ候ふらん。」と、第三十五卷「銀嵩合戦の事」に「この比、吉野の將軍宮と申すは、故大塔宮兵部卿親王の御子にてぞおはしける。(中略)吉野の新帝登極の後、則ち宣下せられて、征夷將軍の位になし奉り、去んじ正平七年に、赤松律師則祐、暫く事を謀つて宮方へ参ぜし時、この宮を大將に申し下しまゐらせたりしが、則祐忽ちに変じて、また武家に参ぜしかば、宮は心ならず京へ登らせ給ひて、召人の如くにて御座ありし

を、国の者ども、盗み出だし奉つて、高山寺の城へ入れ奉る。」とある。

一七二頁より、『神皇正統記』は以下この版を使用する。

(22) たとえば新井註(7)論文や前田註(14)論文など。

(34) 『南北朝遺文九州編』一三八一号、五条家文書。

(23) 『中・四』一七八八号ならびに同一九八八号文書、いずれも伊予忽那文書。

(35) 『神皇正統記』一八六頁。

(24) 『中・四』二〇八四号、長門毛利家文書。

(36) 『南北朝遺文関東編』二四五四号、浅井文書。

(25) 『中・四』九二八号、土佐下元文書。

(37) 前田註(14)論文。

(26) 『中・四』一二〇二号、土佐国蠹簡集拾遺二所収佐伯文書。

(38) 擾乱の大まかな推移は亀田俊和『観心の擾乱』(中公新書、二〇一七年)に拠った。

(27) 白山芳太郎『職原鈔の基礎的研究』神道史学会、一九八〇年、二〇四・二〇五頁。同書の一五八〜二八一頁は著者校訂版の『職源抄』となっている。

(39) 森註(1)書一一二ページにて、後村上が出雲国や九州の南朝方との間に軍事的なネットワークを構築しようとしていたとされている。常陸親王の出雲での活動は、こうした繋がりを頼みにしたと推測できる。また後述する出雲南朝方と南朝との関係の前提もこうした繋がりにあるのかもしれない。

(28) 『新葉和歌集』は『新編国歌大観 第一巻 勅選集編 歌集』七六七〜七九八頁のものを使用した。

(40) 『松江市史 通史編二』六二二頁。

(29) 兵部卿については、菊池註(3)論文には、後征西將軍官が「兵部卿親王」を名乗っていたこと、それ以外の兵部卿として護良・兵部卿親王、そして後村上天皇の皇子である師成親王が挙げられている。

(41) 新井註(7)論文。

(30) 前田註(14)論文。

(42) 『中・四』一六六号、出雲土屋家古記録抄。

(31) 矢代和夫・加美宏校註『梅松論・源威集(新撰日本古典文庫三)』現代思潮社、一九七五年、六八頁。

(43) 『中・四』一〇五一号、出雲中沢文書。

(32) 竹内理三編『増補統史料大成 鎌倉年代記・裏書 武家年代記・裏書 鎌倉大日記』九九頁。

(44) 「大田庄雑掌地頭代和与状」(『高野山文書』一四六号)にて備後国大田庄桑原方地頭大田顕連代中沢盛連以下の輩が所務を押し領したために盛連兄弟と中沢二郎が代官職を改易されたとされている。この中沢二郎は(表11)の「中沢次郎」と同一人物であるかもしれない、そうだとす

(33) 岩佐正校注『神皇正統記』岩波文庫、一九七五年、

るなら備後方面にまで進出していたと言える。なお中沢

- 氏には武蔵国出身で、丹波国御家人の一族も存在するが、本稿で触れた信濃系中沢氏との関係は不明である。武蔵系中沢氏については、雉岡恵一「東国御家人中沢氏の西遷と大山荘地頭御家人中沢氏」(『中央史学』一三、一九九〇年)に詳しい。
- (45) 例えば『中・四』一九五五号、出雲小野家文書。
 (46) 『中・四』一九九一号、諸家文書纂所収三刀屋文書。
 (47) 『中・四』二〇〇六号、諸家文書纂所収三刀屋文書。
 (48) 『中・四』二〇〇八号、同二〇〇九号、諸家文書纂所収三刀屋文書。
 (49) 『松江市史通史編二』一六一頁より。
 (50) 『中・四』一八七一号出雲小野文書など。
 (51) 『中・四』三四号、長門毛利家文書。
 (52) 大山喬平「遠州御家人内田氏の史的考察」(『高田大屋敷遺跡・第八次調査報告書』一九九三年)。
 (53) これらと同日に、内田左衛門三郎と伊藤次郎六郎(『中・四』二一〇四号・二一〇五号、いずれも石見侯賀文書)宛に治部権少輔某により軍勢催促が出されている。これは常陸親王の意を受けてのものと考えられよう。
- (54) 『中・四』二一四〇号、諸家文書纂所収三刀屋文書。
 (55) 新井註(7)論文。
 (56) 『大日本古文書 毛利家文書之一』二四号。
 (57) 『中・四』九八九号、安芸野坂文書。
- (58) 森註(4)書、一三二頁。
 (59) 御蘭生註(12)書、二〇九〜二一六頁。
 (60) 三浦龍昭「南朝の論旨について」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年)。
 (61) 『大日本史料』第六編之十四、九八〇頁、集古文書。
 (62) 『大日本史料』第六編之十四、九八〇・九八一頁、集古文書。
 (63) 集古文書内には、これら以外にも諏訪中沢一族等中に宛てた同年五月七日付の後村上天皇論旨写(『大日本史料』第六編之十五八頁、集古文書)が存在する。
 可_レ致_二軍忠_一之由、被_二聞食_一候、可_レ抽_二其節_一者、天氣如_レ此、悉_レ之、
 正平六年五月七日 勘解由(次官殿カ)(花押)
 諏訪中沢一族等中
- (64) 『大日本史料』第六編之十五、一三〇頁、集古文書。
 (65) 『大日本史料』第六編之十五、一五〇頁、集古文書。
 (66) 『中・四』二〇七六号、諸家文書纂所収三刀屋文書。
 (67) 『中・四』二〇六三号、諸家文書纂所収三刀屋文書。
 (68) 信濃権守宗氏奉書写(『中・四』二〇六二号、諸家文書纂所収三刀屋文書)
 (花押影)
 不_レ忘_二元弘旧好_一之由令_レ申条、尤以神妙也、然者早相_二催_一一族、馳_二参御方_一、致_二合戦之忠_一者、可_レ有_二恩賞_一之由、依_レ仰執達如_レ件、

正平六年七月三日

信濃権守宗氏^奉

須和部三郎入道殿

なお『南北朝遺文』はこれを常陸親王の令旨としており、新井註(7)論文新井論文もそれに倣って常陸親王の令旨と見做している。しかしこの令旨は、文中にて常陸親王のものと明言されておらず、袖判影の存在や「依仰執達如件」という書止などといった他の常陸親王の令旨と異なる特徴を持ち、常陸親王令旨にはほかに「信濃権守宗氏」を奉者としたものは存在しない。これらを踏まえると、この信濃権守宗氏奉書は、常陸親王の令旨とすべきではないだろう。

(69) 三浦龍昭「征西府と南朝」(同『征西将軍府の研究』青史出版、二〇〇九年)は、南朝の地方統治機関はそれぞれ南朝より権限が分掌されており、「直勅裁」や「直奏」が止められていたが、そんな中で後村上の感状や軍勢催促状は最後まで見られることを述べ、統治に関わるものではなかったためとしている。ここでの後村上天皇の論旨も「直勅裁」に相当しない軍勢催促や感状となつていると考えるべきであろう。

(70) 新井註(7)論文。なお、山田貴司「南北朝期における武家官位の展開」(同『中世後期武家官位論』戎光祥出版、二〇一五年、初出二〇〇八年)では、令旨の発給をもって事実上の任官とした可能性があるとされている。

(71)

市沢哲「南北朝内乱期における天皇と諸勢力」(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出一九九六年)など。

(72)

『中・四』二二五九号、長門毛利家文書。

(73)

『中・四』二二三七号、長門毛利家文書。

(74)

亀田註(38)書一一五―一三六頁にて、当該期の直義について触れられており、それらを受けて「一三七頁にて「失政」と評されている。中でも、自らを支持した武士たちに十分な恩賞が与えられなかったことは武士たちを繋ぎとめられなかった要因として大きいといえよう。